

令和3年秋季全国火災予防運動 ニリ消防本部 実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2021年度全国統一防火標語）

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

3 実施期間

令和3年11月9日（火）から11月15日（月）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 地域の実情に即した広報の推進
 - オ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 火災予防広報の実施
 - イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底

- ウ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底
 - エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ア 製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知

6 重点項目の設定

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 火災予防広報パトロールの実施
- イ 地域住民への火災予防思想の普及を図る
- ウ 地域住民に対する火災予防広報の実施

(2) 商業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 当該施設で取り扱う危険性物品

7 実施内容

- ア 公共施設、事業所等へのポスター配布
- イ 電光掲示板、管内ラジオ局を活用した広報
- ウ 火災予防広報パトロール
- エ 立入検査の実施（商業施設）
- オ 横断幕の設置

8 その他

住宅防火 いのちを守る 10のポイント（4つの習慣、6つの対策）

- (1) 寝たばこは絶対にしない、させない。
- (2) ストブの周りに燃えやすいものを置かない。
- (3) こんろを使うときは火のそばを離れない。
- (4) コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。
- (5) 火災の発生を防ぐために、ストブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- (6) 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- (7) 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。

- (8) 火災を小さいうちに消すために消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- (9) お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- (10) 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。